

平成30年第1回士別市議会臨時会会議録

平成30年5月15日（火曜日）

午前10時12分 開会

午後 1時51分 閉会

本日の会議事件

開会宣告

会議録署名議員の指名

諸般の報告

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 選挙第1号 議長の選挙

日程第 3 会期の決定について

日程第 4 選挙第2号 副議長の選挙

日程第 5 議席の指定

日程第 6 議案53号 士別市議会基本条例の一部を改正する条例について

議案54号 士別市議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第 7 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任について

日程第 8 常任委員会正副委員長及び議会運営委員会正副委員長の選任について

日程第 9 議会改革検討特別委員会の設置について

日程第10 議会広報特別委員会の設置について

日程第11 選挙第3号 士別地方消防事務組合議会議員の選挙

日程第12 議案52号 士別市監査委員の選任について

日程第13 報告 4号 専決処分の報告について（士別市税条例等の一部を改正する条例について）

日程第14 報告 5号 専決処分の報告について（平成29年度士別市一般会計補正予算 第12号）

日程第15 報告 6号 専決処分の報告について（平成30年度士別市一般会計補正予算 第1号）

日程第16 報告 7号 専決処分の報告について（平成30年度士別市一般会計補正予算 第2号）

日程追加 特定事件の閉会中継続審査について

閉会宣告

出席議員（17名）

副議長	1番	井上久嗣君	2番	真保誠君
	3番	谷守君	4番	苔口千笑君
	5番	佐藤正君	6番	西川剛君
	7番	丹正臣君	8番	村上緑一君
	9番	渡辺英次君	10番	大西陽君
	11番	喜多武彦君	12番	谷口隆徳君
	13番	国忠崇史君	14番	十河剛志君
	15番	山居忠彰君	16番	遠山昭二君
議長	17番	松ヶ平哲幸君		

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長 (併)選挙管理 委員会事務局長	中館佳嗣君	市民部長	佐々木幸美君
保健福祉部長	田中寿幸君	経済部長	井出俊博君
建設水道部長	工藤博文君	朝日総合支所長	法邑和浩君
教育委員 会長	中峰寿彰君	教育委員 生涯学習部 会長	鴻野弘志君
病院事 業副 管 理 者	三好信之君	市立 病院 局長	加藤浩美君
農業委員 会長	松川英一君	農業委員 事務局 会長	武田泰和君
監査委員	吉田博行君	監事 査務 委員 局長	穴田義文君

事務局出席者

議会事務局長	千葉靖紀君	議会事務 局長	岡崎浩章君
議会事務 局長 副	前畑美香君	議会事務 局長 主事	駒井靖亮君

(午前10時02分)

○議会事務局長（千葉靖紀君） おはようございます。

平成30年第1回臨時会が本日招集されましたが、本臨時会は一般選挙後、初めての議会でありますので、開会に先立ちまして牧野市長より御挨拶がございます。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 皆さんおはようございます。

任期満了に伴います市議会議員選挙後初の議会でございますので、開会に先立ちまして一言お祝いの御挨拶を述べさせていただきます。

議員各位におかれましては、強い衆望を担い今回の市議会議員選挙に立候補されました。少数激戦という厳しい戦いでございましたけれども、多くの市民の皆様方の強い御支援、そして各界・各層の団体の皆様方の強い御支持、御支援のもとで見事当選の栄に浴されました。この度当選されました議員の皆様方に心からお祝い申し上げます。御当選まことにおめでとうございます。

議会は民意を代表する最高の決定機関であります。ただいまも議長候補の予定者2名の方からそれぞれ御挨拶がございました。地方自治体は二元代表制、首長には執行権がございますが、議会にはチェック機能を果たす議決権がございます。ですから、議会の皆様方の果たすべき役割について、多くの市民の皆様方が大きな大きな期待を寄せているものと推察をするところであります。今日までも真摯に向かいながら、士別市のかかえている各種政策・施策について真剣に行政・議会が議論を交わしてまいりました。

引き続き二元代表制でございますので、真摯に向き合って、率直に切磋琢磨しながら、議論を交わす。そのことによって、均衡のとれた二元代表制、車の両輪が成り立つというふうに私どもも考えてございますので、真剣に向き合い議論を進めてまいる所存でございます。よろしく願い申し上げる次第であります。

ことし4月1日から、新しいまちづくりの総合計画がスタートをいたしました。当面4年間は実行計画、向こう4年間は展望計画であります。その基本構想・基本計画については、この場で議会の皆様方の議決をいただいて、新しく地区別計画の策定をしながら一步一步踏み出したところであります。

総合計画の目指す都市像は、天塩の流れとともに人と大地が躍動するすこやかなまち。そして基本理念は、地域力を高め地域力で進めるまちづくり。これは前計画をしっかりと引き継いでいるものであります。地域力とは、市民の持っているエネルギー、団体・民間力。これらの力とそして議会、行政、3者がしっかりと連携をとって、まちの課題解決に向けて全力をそれぞれの役割の中で担っていく。これがまさに地域力のそのものであります。

今、課題は山積をしています。先行き不透明な基幹産業、農業の問題。あるいは人口減少の中でのように交流人口をしっかりと拡大をしていくのかという問題。あるいは安全・安心に生活をするために市立病院をどう経営をしっかりとしていくのか。多くの多くの課題がある訳であります。真剣に議論をしながら、市民の笑顔を作るために全力で私どもも奮闘してまいる決意です。

どうか議員の皆様方、そして議会として、どうか皆様方におかれましては健康に御留意をされて、そしてともに議論をしながら元気なまちをつくるために全力投球いただきますことを心から願いをする次第であります。

皆様方が御活躍していただきますように、そして士別市が発展することを御祈念申し上げて、一言でございますがお祝いの御挨拶と、これから4年間大変お世話になります。よろしく願い申し上げまして、一言御挨拶といたします。

この度はまことにおめでとうございます。（降壇）

○議会事務局長（千葉靖紀君） 次に、市長部局並びに各執行機関の説明員の紹介が、相山副市長からございます。

(相山副市長から説明員を紹介)

○議会事務局長(千葉靖紀君) 以上で説明員の紹介を終わります。

それでは、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時議長の職務を行うこととなっておりますので、ただいまの出席議員中、年長議員であります遠山昭二議員に、議長席に御着席をお願いいたします。

(臨時議長が議長席に着席)

○臨時議長(遠山昭二君) おはようございます。臨時議長になりました遠山です。よろしくどうぞ。

地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わるまで臨時議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(午前10時12分開会)

○臨時議長(遠山昭二君) 平成30年第1回臨時会が招集されましたところ、本日の出席議員は全員であります。

ただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

○臨時議長(遠山昭二君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、仮議席の指定を行ないます。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

○臨時議長(遠山昭二君) 次に、日程第2、選挙第1号 議長の選挙を行います。

選挙は、地方自治法第118条第1項の規定に基づき、投票で行います。

それでは、議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○臨時議長(遠山昭二君) ここで、立会人を指名いたします。

会議規則第30条第2項の規定に基づき、立会人に国忠崇史議員、佐藤 正議員、十河剛志議員を指名いたします。

ただいまの出席議員は、17名であります。

それでは、投票用紙を配布いたします。

(投票用紙配布)

○臨時議長(遠山昭二君) 投票用紙の配布漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○臨時議長(遠山昭二君) 配布漏れなしと認めます。

次に、投票箱を改めます。

(投票箱点検)

○臨時議長(遠山昭二君) 異常なしと認めます。

投票は単記無記名であります。白紙投票は無効といたします。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、事務局長の点呼に応じ、順次投票願います。

(投票)

○臨時議長(遠山昭二君) 投票漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○臨時議長(遠山昭二君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○臨時議長（遠山昭二君） それでは、開票を行います。

直ちに立会人に指名しました3名の議員の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

○臨時議長（遠山昭二君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 17 票。そのうち有効投票 17 票、無効投票 0 票であります。

有効投票中、

松ヶ平哲幸議員 10 票

井上久嗣議員 7 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、4.25 票であります。よって、松ヶ平議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました松ヶ平議員が議場におられますので、本席から会議規則第 31 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

ここで、ただいま議長に当選されました松ヶ平議員から御挨拶がございます。

○議長（松ヶ平哲幸君）（登壇） ただいま、議長に就任をさせていただきました松ヶ平であります。

今の投票をもって、試合は終わりました。

所信表明の時にも述べさせていただきました。まちづくりのためには、議会、議員 17 人が一丸となって取り組んでいかなければなりません。牧野市長からも今お話があったとおり、行政には課題が山積しております。二元代表制の一翼となる議会となるよう、皆様たちのお力をお貸しいただきたいと思っております。

私は、議員としては 2 期 8 年のキャリアしかございません。しかしながら、このふるさと士別を、まちづくりのために誠心誠意、全力で頑張る決意でありますので、どうぞ議員各位におかれましては、今一度お力をいただきますようお願いを申し上げます、議長当選に当たっての御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いをいたします。（拍手）（降壇）

○臨時議長（遠山昭二君） 以上をもって、臨時議長の職務を全部終了いたしました。

御協力をいただきまことにありがとうございます。

松ヶ平議長の御着席をお願いいたします。

(臨時議長が議席に着席)

(議長が議長席に着席)

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、議事を進行いたします。

本臨時会の会議録署名議員を指名いたします。2 番 大西 陽議員、3 番 喜多武彦議員、4 番 国忠崇史議員を指名いたします。

○議長（松ヶ平哲幸君） ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（千葉靖紀君） 御報告申し上げます。

本日の議事日程及び諸報告については、印刷の上、お手元に配付のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

(朗読を経ないが掲載する)

1. 市長から送付された議案は次のとおりである。

- 報告第 4 号 専決処分の報告について（士別市税条例等の一部を改正する条例について）
- 報告第 5 号 専決処分の報告について（平成 29 年度士別市一般会計補正予算 第 12 号）
- 報告第 6 号 専決処分の報告について（平成 30 年度士別市一般会計補正予算 第 1 号）
- 報告第 7 号 専決処分の報告について（平成 30 年度士別市一般会計補正予算 第 2 号）
- 議案第 52 号 士別市監査委員の選任について

2. 議員から送付された議案は次のとおりである。

- 議案第 53 号 士別市議会基本条例の一部を改正する条例について
- 議案第 54 号 士別市議会委員会条例の一部を改正する条例について

3. 意見書の処理結果は次のとおりである。

議決年月日	件 名	提出年月日	提 出 先
30.3.16	地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書	30.3.16	内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 厚生労働大臣 内閣官房長官
〃	教職員の長時間労働是正を求める意見書	〃	北海道知事 北海道教育委員会 教 育 長

4. 議長会等の関係については次のとおりである。

(1) 北海道市議会議長会正副会長会議・役員会

- イ. 開催日 平成 30 年 4 月 17 日
- ロ. 開催地 北斗市
- ハ. 出席者 丹議長
- ニ. 会議概要 正副会長会議において役員会の運営について協議し、役員会において第 81 回北海道市議会議長会定期総会の運営について外 3 案件を協議した。

(2) 北海道市議会議長会道北支部議長会

- イ. 開催日 平成 30 年 4 月 19 日
- ロ. 開催地 稚内市
- ハ. 出席者 丹議長、谷口副議長
- ニ. 会議概要 平成 30 年度北海道・全国市議会議長会役員等について外 6 案件を協議し、稚内市議会におけるタブレット端末を導入した議会運営について視察をした後に、意見交換会を行った。

(3) 第 81 回北海道市議会議長会定期総会

- イ. 開催日 平成 30 年 4 月 24 日から 25 日
- ロ. 開催地 小樽市
- ハ. 出席者 丹議長、谷口副議長
- ニ. 会議概要 平成 29 年度北海道市議会議長会決算について外 9 案件を審議、第 94 回全国市議会議長会定期総会に提出する議案について外 3 案件について協議し、役員会の改選を行った後に、研修会、意見交換会、小樽芸術村の視察研修を行った。

5. 本会議に出席する者は次のとおりである。

市長	牧野 勇 司	副市長	相山 佳 則
総務部長 (併)選挙管理 委員会事務局	中 舘 佳 嗣	市民部長	佐々木 幸 美
保健福祉部長	田 中 寿 幸	経済部長	井 出 俊 博
建設水道部長	工 藤 博 文	朝日総合支所長	法 邑 和 浩
総務部長 総合企画室	東 川 晃 宏	保健福祉部 こども・子育て 応援室長	平 岡 恵 子
保健福祉部 健康長寿推進室長 兼地域包括支援 センター所長	米 谷 祐 子	経済部 国営農地再編推進 兼農業振興課長	藪 中 晃 宏
朝日総合支所次長 兼地域住民課長 (併)生涯学習部 次長 (併)選挙管理 委員会事務局次長	長 南 広 基	会計室長	佐 藤 義 弘
企画課長	大 橋 雅 民	秘書広報課長	岡 崎 忠 幸
総務課長 兼新庁舎準備室長 (併)選挙管理 委員会事務局 選挙課長	青 木 伸 裕	財政課長 兼新庁舎準備 参事	丸 徹 也
税務課長	古 川 敬	建築課長 兼新庁舎準備 参事	佐々木 誠
教育委員会 教育委員長	中 峰 寿 彰	教育委員会 生涯学習部 委員長	鴻 野 弘 志
教育委員会 生涯学習部次長 兼地域教育課長 兼朝日公民館長 兼あさひサ ライズホール館長	漢 幸 雄	教育委員会 合宿の里推進室 委員長	三 上 正 洋
教育委員会 合宿の里推進室 統括監	濱 田 納 睦	教育委員会 スポーツ課長 兼総合体育館交 流館長	坂 本 英 樹
病院事業者 副管理者	三 好 信 之	市立病院 事務局長	加 藤 浩 美
農業委員会 会長	松 川 英 一	農業委員会 会長職務代理者	飛 世 薫
農業委員会 農事課長	武 田 泰 和	農業委員会 農総務課長	藤 田 昌 也
監査委員	吉 田 博 行	監査委員 監事	穴 田 義 文
監査委員事務局 監査課長	青 木 秀 敏		

6. 本会議の事務に従事する者は次のとおりである。

議会事務局長 千葉靖紀

議会事務局長 岡崎浩章

議会事務局長
総務課副長 前畑美香

議会事務局長
総務課主 駒井靖亮

以上報告する。

平成 30 年 5 月 15 日

士別市議会議長

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第 3、会期の決定についてを議題に供します。
お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日限りと決することに御異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。
よって、本臨時会の会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。
ここで、議会人事案件協議のため、暫時休憩いたします。

（午前 1 0 時 2 8 分休憩）

（午前 1 1 時 0 5 分再開）

○議長（松ヶ平哲幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
日程第 4、選挙第 2 号 副議長の選挙を行います。
お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推選によりたいと思いを。
これに御異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。
よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。
お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いを。
これに御異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。
よって、議長において指名することに決定いたしました。
副議長に井上久嗣議員を指名いたします。
お諮りいたします。ただいま、議長において指名いたしました井上久嗣議員を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。
よって、ただいま指名いたしました井上久嗣議員が副議長に当選されました。
ただいま副議長に当選されました井上議員が議場におられますので、本席から会議規則 第 31 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。
ここで、ただいま副議長に当選されました井上議員より御挨拶がございます。

○副議長（井上久嗣君）（登壇） 先ほどの議長の選挙におきましては、結果は結果として受け止めさせていたただきたいと思いを。
私は、議長に選ばれなかった時にはしばらくは静かに一兵卒として、議員の一人として今までどお

り静かに、まずは活動をしていきたいという気持ちも正直ありました。しかしながら、世話人代表の皆様方を含めて、今回の議長・副議長選挙の中では議長になられました松ヶ平議員、そして私とどちらにおいてもワン・ツーでやるのがベストではないかというような、そういうお考えがありながら今まで世話人会を進めていただいていた経緯がございます。

議長選挙の後に副議長を議長による指名というのは、たぶん士別市議会ではかつてないことかと思えます。私もいろいろと本当に考えましたが、考えた挙句、議長の指名を受けることといたしました。先ほどは御同意いただきましてありがとうございます。

副議長というのは議長を支えるという立場ではございますが、私、先ほど全員協議会の中で申し上げました数々の思い、所信もございますので、ぜひ取り入れられるべきものは議長にも取り入れていただきながら、議会のナンバー２として皆様方にもまた御提案させていただくこともあるかと思えますので、ぜひとも結果は結果として、皆さんこれから士別市議会 17 人一丸となって、これから 4 年間、議会改革も含め士別市のために一人一人の議員が御活躍いただき、そして私も副議長としてその任を全うしたいと思いますので、よろしく御協力をお願いいたします。

よろしく申し上げます。（拍手）（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第 5、議席の指定を行いません。

議席は、会議規則第 4 条第 1 項の規定により、お手元に配布いたしました議席表のとおり指定いたします。

ここで、議席移動のため、暫時休憩いたします。

（午前 11 時 09 分休憩）

（午前 11 時 10 分再開）

○議長（松ヶ平哲幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 6、議案第 53 号 士別市議会基本条例の一部を改正する条例について及び議案第 54 号 士別市議会委員会条例の一部を改正する条例について、以上 2 案件を一括議題に供します。

本案については、提案者の説明を省略いたします。

質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 53 号及び議案第 54 号の 2 案件は、原案のとおり可決されました。

ここで、ただいま可決いたしました条例の告示行為のため、暫時休憩いたします。

（午前 11 時 11 分休憩）

（午前 11 時 12 分再開）

○議長（松ヶ平哲幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 7、常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任を行います。

この選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って選任することとなっておりますので、直ちに常任委員会委員及び議会運営委員会委員の氏名を事務局長から朗読いたします。

○**議会事務局長（千葉靖紀君）** 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の御氏名を申し上げます。

総務産業常任委員会委員に井上久嗣議員、大西 陽議員、佐藤 正議員、十河剛志議員、谷口隆徳議員、遠山昭二議員、村上緑一議員、渡辺英次議員。

文教厚生常任委員会委員に喜多武彦議員、国忠崇史議員、苔口千笑議員、真保 誠議員、谷 守議員、丹 正臣議員、西川 剛議員、山居忠彰議員。

予算決算常任委員会委員に井上久嗣議員、大西 陽議員、喜多武彦議員、国忠崇史議員、苔口千笑議員、佐藤 正議員、真保 誠議員、十河剛志議員、谷 守議員、丹 正臣議員、遠山昭二議員、西川 剛議員、村上緑一議員、山居忠彰議員、渡辺英次議員。

議会運営委員会委員に喜多武彦議員、佐藤 正議員、十河剛志議員、遠山昭二議員、西川 剛議員、村上緑一議員、渡辺英次議員。

以上でございます。

○**議長（松ヶ平哲幸君）** お諮りいたします。ただいま朗読のとおり選任いたしたいと思いを。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○**議長（松ヶ平哲幸君）** 御異議なしと認めます。

よって、常任委員会委員及び議会運営委員会委員は、ただいま朗読のとおり選任することに決定いたしました。

○**議長（松ヶ平哲幸君）** 次に、日程第8、常任委員会正副委員長及び議会運営委員会正副委員長の選任を行います。

この選任については、委員会条例第8条第2項の規定により、議長が会議に諮って選任することとなっておりますので、直ちに正副委員長の氏名を事務局長から朗読いたします。

○**議会事務局長（千葉靖紀君）** 常任委員会正副委員長及び議会運営委員会正副委員長の御氏名を申し上げます。

総務産業常任委員会委員長に大西 陽議員、副委員長に村上緑一議員。

文教厚生常任委員会委員長に谷 守議員、副委員長に喜多武彦議員。

予算決算常任委員会委員長に丹 正臣議員、副委員長に遠山昭二議員。

議会運営委員会委員長に十河剛志議員、副委員長に村上緑一議員。

以上でございます。

○**議長（松ヶ平哲幸君）** お諮りいたします。ただいま朗読のとおり選任いたしたいと思いを。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○**議長（松ヶ平哲幸君）** 御異議なしと認めます。

よって、常任委員会正副委員長及び議会運営委員会正副委員長は、ただいま朗読のとおり選任することに決定いたしました。

○**議長（松ヶ平哲幸君）** 次に、日程第9、議会改革検討特別委員会の設置についてを議題に供します。

お諮りいたします。議会改革を積極的に進めるため、議会基本条例第18条並びに委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、議会に全議員をもって構成する議会改革検討特別委員会を設置し、

議会改革に関する事項を当該特別委員会に付託の上、調査が終了するまで、閉会中継続審査とすることにいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松ヶ平哲幸君) 御異議なしと認めます。

よって、議会に全議員をもって構成する議会改革検討特別委員会を設置し、議会改革に関する事項を付託の上、調査が終了するまで閉会中継続審査とすることに決定いたしました。

引き続き、ただいま設置されました議会改革検討特別委員会の正副委員長の選任を行います。

この選任については、委員会条例第8条第2項の規定により、議長が会議に諮って選任することとなっておりますので、直ちに議会改革検討特別委員会の正副委員長の御氏名を事務局長から朗読いたします。

○議会事務局長(千葉靖紀君) 議会改革検討特別委員会正副委員長の御氏名を申し上げます。

委員長に渡辺英次議員、副委員長に喜多武彦議員。

以上でございます。

○議長(松ヶ平哲幸君) お諮りいたします。ただいま朗読のとおり選任いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松ヶ平哲幸君) 御異議なしと認めます。

よって、議会改革検討特別委員会正副委員長は、ただいま朗読のとおり選任することに決定いたしました。

○議長(松ヶ平哲幸君) 次に、日程第10、議会広報特別委員会の設置についてを議題に供します。

お諮りいたします。委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、議会に8名の委員をもって構成する議会広報特別委員会を設置し、議会広報の編集、発行及び調査研究に関する事項を当該特別委員会に付託の上、調査が終了するまで閉会中継続審査とすることといたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松ヶ平哲幸君) 御異議なしと認めます。

よって、議会に8名の委員をもって構成する議会広報特別委員会を設置し、議会広報の編集、発行及び調査研究に関する事項を当該特別委員会に付託の上、調査が終了するまで閉会中継続審査とすることに決定いたしました。

引き続き、ただいま設置されました議会広報特別委員会の委員及び正副委員長の選任を行います。

この選任については、委員会条例第7条第1項及び第8条第2項の規定により、議長が会議に諮って選任することとなっておりますので、議会広報特別委員会委員及び正副委員長の氏名を事務局長から朗読いたします。

○議会事務局長(千葉靖紀君) 議会広報特別委員会委員の御氏名を申し上げます。

喜多武彦議員、国忠崇史議員、苔口千笑議員、佐藤 正義議員、真保 誠議員、遠山昭二議員、西川 剛議員、渡辺英次議員。

次に、議会広報特別委員会正副委員長の御氏名を申し上げます。

委員長に国忠崇史議員、副委員長に西川 剛議員。

以上でございます。

○議長(松ヶ平哲幸君) お諮りいたします。ただいま朗読のとおり選任いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松ヶ平哲幸君) 御異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会の委員及び正副委員長は、ただいま朗読のとおり選任することに決定いたしました。

○議長(松ヶ平哲幸君) 次に、日程第11、選挙第3号 士別地方消防事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松ヶ平哲幸君) 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思ひます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松ヶ平哲幸君) 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

士別地方消防事務組合議会議員に井上久嗣副議長、大西陽議員、谷守議員、山居忠彰議員、不肖、私の5名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました5名の議員を士別地方消防事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松ヶ平哲幸君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました5名の議員が、士別地方消防事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました5名の議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

○議長(松ヶ平哲幸君) 次に、日程第12、議案第52号 士別市監査委員の選任についてを議題に供します。

ここで、地方自治法第117条の規定により、谷口隆徳議員の退席を求めます。

(谷口議員退席)

○議長(松ヶ平哲幸君) 提案者の説明を求めます。牧野市長。

○市長(牧野勇司君)(登壇) ただいま議題となりました議案第52号 士別市監査委員の選任について御説明申し上げます。

今回の市議会議員の改選に当たり、市議会議員から選出される監査委員として谷口隆徳議員を選任したく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める次第であります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。(降壇)

○議長(松ヶ平哲幸君) 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松ヶ平哲幸君) それでは、これより採決に入ります。
本案については、原案に同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(松ヶ平哲幸君) 御異議なしと認めます。
よって、議案第52号は、原案同意と決定いたしました。

(谷口議員着席)

- 議長(松ヶ平哲幸君) それでは、ただいま監査委員に選任同意となりました谷口隆徳議員より御挨拶がございます。

谷口議員、登壇の上、御挨拶をお願いいたします。

- 12番(谷口隆徳君)(登壇) 一言御挨拶を申し上げます。

ただいま議員選出の監査委員として市長から御推挙をいただき、また、議員各位の選任同意をいただきましたことにつきまして身に余る光栄でありますとともに、心より感謝を申し上げる次第でございます。

本市では、今年度からまちづくり総合計画のもとで、市民一人一人が住んでよかったと思えるまちを実現するための目指す都市像を示すとともに、地域力で進めるまちづくりの方向が明らかにされ、まちづくりが進められていくこととなります。この計画の達成には、常に時代に即応した行財政の見直しを続け、効率的で質の高い行政サービスの提供が求められるところであります。

現下、少子高齢化、人口減少の課題や、国から地方への権限移譲の進展に伴い地方自治の役割が大きくなる一方、医療や福祉の向上、市民が求める行政サービスも多様化しております。また、高度経済成長期に整備した公共施設や道路などのインフラの維持・改修に要する費用も大きく、財政負担となることも予想され、将来にわたって健全で持続可能な財政基盤を確立した財政運営が重要となってきます。

このような極めて重要な課題が山積していることを認識いたしますとともに、その職務の重要さに、身の引き締まる思いでございます。

今後、選任いただいた以上は、識見を有する監査委員とともに、誠心誠意、監査委員としての重責を務めさせていただきますので、市理事者を初め、関係各位には今後とも御指導・御鞭撻をいただきますようお願い申し上げます。監査委員就任の御挨拶とさせていただきます。

よろしくようお願い申し上げます。(拍手)(降壇)

- 議長(松ヶ平哲幸君) ここで、午後1時30分まで休憩いたします。

(午前11時27分休憩)

(午後1時30分再開)

- 議長(松ヶ平哲幸君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13、報告第4号 専決処分の報告についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。佐々木市民部長。

- 市民部長(佐々木幸美君)(登壇) ただいま議題となりました報告第4号 士別市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について、その概要を御説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、市税条例の一部を改正したものです。

まず、市民税の改正に関する主な内容ですが、平成33年1月1日から個人市民税の非課税の所得基

準を引き上げるほか、給与所得控除、公的年金等控除を10万円引下げるとともに、基礎控除を同額引上げる改正をしたものです。

次に、固定資産税及び都市計画税の改正に関する主な内容ですが、新築住宅に係る固定資産税を減額する特例措置の2年間延長及び現行の負担調整措置等を継続実施するほか、生産性革命の実現に向けた税制措置として、生産性向上の実現のための臨時措置法に基づき、中小企業による設備投資について固定資産税を軽減する特例措置の創設に係る改正をしたものです。

次に、市たばこ税についてですが、加熱式たばこ等の課税方式を見直すほか、現行の税率を3段階で引き上げる改正をしたものです。

これら以外の改正については、地方税法等の改正により市税条例の条項または文言の整理をしたものです。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行った次第です。

よろしく御承認のほどお願い申し上げます。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、報告第4号は原案のとおり承認と決定いたしました。

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第14、報告第5号 専決処分の報告についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） ただいま議題となりました報告第5号 平成29年度士別市一般会計補正予算（第12号）の専決処分について、御説明申し上げます。

本補正は、本年度予算においてふどう公園の給水設備更新を予定していたところですが、去る3月15日に給水施設の自動給水ポンプが破損し、平成29年度において早期に修繕工事の発注が必要となったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、債務負担行為の補正について所要の措置を講じ、3月23日に専決処分した次第です。

よろしく御承認のほどお願い申し上げます。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、報告第5号は原案のとおり承認と決定いたしました。

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第15、報告第6号 専決処分の報告についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） ただいま議題となりました報告第6号 平成30年度士別市一般会計補

正予算（第1号）の専決処分について、その内容を御説明申し上げます。

去る3月4日に士別市農畜産物処理加工施設の高圧受電設備が故障し、部品交換等により修繕を行って復旧したものの、3月31日に新たな故障が発生したことにより、近隣の送電施設にも影響を及ぼす危険性があることが判明しました。

このため、緊急に修繕を行うための経費として678万3,000円を計上し、地方自治法第179条第1項の規定に基づき4月2日付で専決処分した次第です。

なお、これに要する財源としては、地方交付税の一般財源をもって収支の均衡を図ったところであります。

よろしく御承認のほどお願い申し上げます。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、報告第6号は原案のとおり承認と決定いたしました。

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第16、報告第7号 専決処分の報告についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） ただいま議題となりました報告第7号 平成30年度士別市一般会計補正予算（第2号）の専決処分について、その内容を御説明申し上げます。

本補正は、（仮称）まちなか交流プラザの建設予定地である大通東5丁目に立地している旧士別デパート等の安全対策のため、緊急に予算の補正を行ったものです。

まちなか交流プラザの整備に向けては、事業の枠組みや整備方針、当該土地建物の取得方法等についてさまざまな検討を進めてきたところですが、去る3月27日に地権者から当該土地建物の寄附の申し入れがありました。内部協議を経て4月13日に寄附を受理し、同日、所有権移転登記を行ったところです。

しかしながら、当該建物等の老朽が著しく、外壁及び窓ガラス等が落下する恐れがあり、緊急に安全対策を施す必要があったことから、その対策費用として280万円を計上し、地方自治法第179条第1項の規定に基づき4月13日付で専決処分を行った次第です。

なお、これに要する財源としては、地方交付税の一般財源をもって収支の均衡を図ったところであります。

よろしく御承認のほどお願い申し上げます。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。国忠議員。

○13番（国忠崇史君） 改選後初の質問ということになりますが、また4年間よろしく申し上げます。

この今回の専決処分、専決処分自体はいいと思うのですが、商工業振興費については今年度予算で3億3,000万円ほど組んであります。予算を組んだ段階では、このいわゆる旧士別デパート関係についての安全対策だとか解体費だとか、そんなものを含め特に計上はされてなかったのですよね。今、相山副市長の説明では寄附の申し出が3月27日にあったということなのですが、これはちょっとこういう言葉で言っているのかわからないけれども棚ぼたというか、それまで市に寄附するというような

話とか、そういう情報とか特になく、いきなり言われたというような感じなのでしょうか。ちょっとその辺の経緯をお聞かせください。

○議長（松ヶ平哲幸君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） お答えいたします。

（仮称）まちなか交流プラザについては、まだ場所の確定はされてないですけども、国道沿いの商店街を含め中心地の活性化のために必要ということで、いろいろ協議をしてきたところでもあります。

その中で、場所の確定のない時点からあの5丁目についても大きな有力候補地だろうということで、地権者の方とはその時点からいろいろと活用方法ですとか、土地の所有の在り方ですとか、そういうことについて協議をしてきたところでもあります。

さまざまな協議の経過はございますけども、市長が平成29年度中にはしっかりと場所のことも確定するという話の中で、最終段階において地権者の方から寄附しますという申し出をいただいたという経過でございます。

急に棚ぼた式に出てきたということではございません。

○議長（松ヶ平哲幸君） 国忠議員。

○13番（国忠崇史君） 確かに、市長の記者会見なんかでもちょっと目星をつけたというか、場所的にも昔栄えていた大通東5丁目あたりが有力なのではないかという話も出ていましたから、だから寄附を突然受けたということではないということですね。

予算に盛り込まなかったというの、そこら辺はいろいろと実際に話が動かないとできなかったという理解でいいですか。

○議長（松ヶ平哲幸君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） 地権者との協議の経過というのはいろいろございますけども、最終段階というか、年度末に至るまで、まずは寄附をいただくというような確定がございませんでした。

そういうことからすると、当初予算に、予算審査特別委員会の中でも御協議いただくというような状態ではなかったということです。

○議長（松ヶ平哲幸君） 国忠議員。

○13番（国忠崇史君） この旧士別デパート及び旧山田デパートの問題については、去年の議会と市民の意見交換会でも看板落下で非常に危険だということが一つ、それから、やはり昔士別の商業的な中心地であったというので非常に市民の関心の高い場所でもありますから、特にそういう経過について市民に分かりやすく示していただきたいと思えます。

次の質問ですが、専決処分が4月13日にされたので、工事が始まっているのを私も見ましたし、市民も見っていますが、この工事の概要についてお知らせください。

○議長（松ヶ平哲幸君） 井出経済部長。

○経済部長（井出俊博君） お答えいたします。

工事の概要につきましてですが、この工事につきましては旧士別デパートと旧山田デパートの両方の建物に対する安全対策工事という中身であります。

一つは、国道側に沿います西側の面に設置してある看板があります。上に設置してある看板もそうなのですが、4箇所看板がありますので、その落下を防止するための撤去。それからもう一つが旧山田デパートの西面のガラス面が張ってありましたが、そのガラスの落下が危険だということで、落下防止の策として合板の張り付け。それからもう一つ、同じく山田デパートの西面、国道沿いなのですが、壁が落下する恐れがありますので、その落下を防止するための防止ネットの設置。それから最後にもう1点、裏手にありますが、建物の東側になりますけれども、その仮囲い、侵入防止の柵を、1.8メートルほどの高さの柵を張って中に入らないような安全対策を行いたいということでもあります。

工期につきましては、4月18日から5月25日、来週の金曜日までなのですが、今ちょっと情報をとりますと、きょう、あす中には工事が全て終了できるのではないかという考え方でおります。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 国忠議員。

○13番（国忠崇史君） 詳しい説明ありがとうございました。

それで、あすくらいまでに大体工事のめどがつくということで、何よりだと思います。

先ほども言いましたけど、やはり市民の関心の非常に高い場所でもあるということで、旧士別デパート、旧山田デパートについてはこんなふうに寄附という形で土地・建物が寄附されて、そこを市のほうで安全対策もしてこれから解体ということにも入っていくのかなと思うのですが、市民からしたら旧士別デパートと旧山田デパートはこういうふうになんか処理できたという実績が一つできたわけで、ほかのいろいろ放置されている物件ってありますよね、民間の物件だけど、国道沿いにあって非常に士別のまちの印象を暗くしている、いろんな元のホテルだとか元のスーパーマーケットだとかがあるんですけども、そういう物件にこういう今回のスキームというか、やり方を適用できるのではないかという話も市民から出てこないとは言えないと思うんですよね。

そこら辺、今回の物件の特殊性というか、やはり今回のこういう古い倒壊の危険性のあるような建物の処理の仕方をほかの物件に適用できるのかどうかということについて、ちょっと市の考え方をお聞かせ願いたいんですけども。

○議長（松ヶ平哲幸君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） 今回の取り扱いがほかの物件にということでもありますけれども、大原則から言わせていただければ、例えば所有権のはっきりしている民間の物件については、その方の責任の中でしっかりと安全対策も含め処理していただくというのがもっともなことだと考えております。

今回の5丁目については、今後の士別市の活性化のために、市民の豊かな暮らしのために活用するという目的があって市が寄附を受けたということでございますので、今ホテルの話も出ましましたが、大型の施設、あるいはそこまでいかないですけども、空き家のようなところが各所に点在しておりますけれども、そういうところを市、ひいては市民が負担によってやるべきかどうかというのは個々の判断、というのはその時の状況状況によって判断しなければならないだろうと思いますけれども、総論的にお話させていただきますと、まずは最初に申し上げたとおり個人の所有されている方の中でしっかりと管理対応をしていただくというのが原則だということに考えております。

○議長（松ヶ平哲幸君） ほかに御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、報告第7号は原案のとおり承認と決定いたしました。

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、お諮りいたします。

総務産業常任委員長、文教厚生常任委員長及び予算決算常任委員長並びに議会運営委員長から、会議規則第109条の規定により閉会中継続審査の申し出があります。

これを日程に追加し、ただちに議題にいたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、特定事件の閉会中継続審査についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。
それでは、特定事件の閉会中継続審査についてを議題に供します。

お諮りいたします。本案については、いずれも各委員長の申し出のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は各常任委員長及び議会運営委員長の申し出のとおり、委員の任期中、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長（松ヶ平哲幸君） 以上で、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

平成30年第1回臨時会は、これをもって閉会いたします。

御苦労様でした。

（午後 1時51分閉会）

以上、本会議のてん末を記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名する。

平成 30 年 5 月 15 日

士別市議会議長 松ヶ平 哲 幸

署 名 議 員 大 西 陽

〃 喜 多 武 彦

〃 国 忠 崇 史